

東洋史研究

第七十九卷 第四號 令和三年三月發行

秦漢代における佐史の變遷について

西 眞 輝

はじめに

第一章 秦代の佐史

第一節 遷陵縣の官制

第二節 秦律における佐史

第二章 佐と史の性格

第一節 佐の任用と官歴

第二節 史の任用と官歴

第三節 佐史の冗と更

第三章 秦の統一と佐史

第一節 佐と史の融合

第二節 冗と更の變化

おわりに

はじめに

後漢前期の王充『論衡』效力篇が文書・帳簿の作成は佐史の力である（「治書定簿、佐史之力也」）と述べる通り、秦漢代の地方・中央における官僚制および文書行政の発展をその末端で支えたのが佐史という存在であることは論を俟たない。

秦漢地方行政制度の時代ごとの變遷をはじめに指摘したのは嚴耕望一九六一であったが、一九七五年の睡虎地秦簡發見以降、出土資料の増加に伴い秦漢代の郡縣における部局組織の變遷は相當程度説明されてきた。すなわち秦代において縣の業務を分掌する官嗇夫は前漢中期以降徐々に姿を消し、その組織および業務が列曹へと繼承され、同時に郡縣制における地方行政の主な擔い手が縣から郡へと移行するという變化の構圖が近年明らかにされつつある（重近啟樹一九七八、仲山茂一九九八および二〇〇一、紙屋正和二〇〇九等を参照）。また個別の官職や地方官吏の性格についても研究の蓄積があり、過去に大庭脩一九五五および裘錫圭一九九二が秦漢代の嗇夫について検討を行ったほか、高村武幸二〇〇八（第一部第一章）は漢代地方官吏の任用について官吏に求められる資質を財産資格が擔保していたとした。また富谷至二〇一〇（第二編第一章）は漢代文書行政を支えた史とはすなわち書記になるための資格であったことを明らかにした。このように秦漢代地方行政制度における出土資料を利用した末端官吏の研究は今や充實しつつあるが、しかし文書行政の象徴とも言うべき佐史そのものに對する研究は今日まで十分になされたとは言いがたい。

佐史の初出は現在のところ、惠文王四年（前三三四年）の『秦封宗邑瓦書』⁽¹⁾であろう。佐史という存在は戰國中期以降、途中に郡縣部局組織の大きな變遷を経ながらも王充の言及する後漢に至るまで一貫して存在し續けた。この佐史の變遷を追うことで、秦漢地方行政制度の變遷に對する知見を新たな側面から捉え直すことが出来るよう。

しかし佐史という語が傳世文獻に出現するには、統一秦を経て漢代に下る必要がある。前漢の司馬遷『史記』酷吏列傳は趙禹・滅宣が佐史をもつて官に仕えたとし、⁽²⁾司馬遷の當時には佐史という官職が存在したかのようである。また後漢に

編纂された班固『漢書』薛宣・朱博列傳の贊は前漢後期の薛宣・朱博が共に佐史の地位から身を起こした⁽³⁾ことを述べる。しかし一方で同列傳は薛宣が若年の頃に廷尉書佐また都船獄史であり、朱博は同じく若年の頃縣に仕えて亭長となつたとし、また『史記』建元以來侯者年表は王訢がはじめ小吏佐史だつたとし、『漢書』杜周傳では杜業が前漢末期における王氏一派の專權を述べる際⁽⁶⁾に佐史を特定の官職でない大吏と對比する。すなわち漢代において佐史の表現は卑賤の官職をまとめた呼稱として小吏などと共に使用されており、一見して佐史という官職であつたかに見える『史記』酷吏列傳の趙禹・減宣も、何らかの卑賤な官職に就いたものを司馬遷が佐史と汎稱したものでらう。

さらに前漢末から後漢における佐史の認識を最も端的に表すのが『漢書』百官公卿表の記述だらう。ここに見える佐史は、國家が吏員として把握する人員のうち最も下に位置する官吏の名稱であり、最も上に位置する丞相と對比される存在である。また同表では縣の長吏である令長丞尉に對應する少吏として、百石以下に斗食及び佐史の官秩を持つ官吏がいたとする⁽⁸⁾。さらに下つて『續漢書』百官志では大將軍・三公及び中二千石以下の各官秩と併記して斗食及び佐史の俸給が設定される。すなわち漢代の官制における佐史とは、最も低い俸給が規定された官秩の名稱でもあつた。

こうした漢代の官秩としての佐史についての出土史料の一つが、前漢成帝期の資料である尹灣漢墓簡牘（以下『尹灣漢簡』と稱する）である。『尹灣漢簡』には、前漢後期の東海郡と東海郡に屬する都尉府・縣・侯國・鹽鐵官の吏員定數とその構成を記した木牘が存在する（東海郡屬縣鄉吏員定簿）。西川利文一九九七はこの記述に見える地方官府における吏員の官秩ごとの把握を整理しており、郡内吏員のうち佐使（史）・亭長の官秩を持つものは、牢監・尉史・官佐・鄉佐・郵佐・佐・亭長だとする。このうち亭長は佐史と官秩名として別記され、佐史の官秩が設定されるのは亭長を除く六種とわかる。また高村武幸二〇〇八は西川氏の擧げた官職の他、郡太守府及び郡都尉府に屬する書佐も佐史の官秩だつたとする。これらの整理によれば漢代に佐史の官秩を設定された吏員は、郡太守府・郡都尉府・縣・鄉・郵という地方官府の複數レベルに存在した。また佐史の官秩を持つ官職は多岐にわたり、牢監のように佐でも史でもない名稱を持つ官職も含まれ

る。一方『尹灣漢簡』において佐史の官秩が設定された官職のうち史の職名を持つものに尉史があるが、佐史という呼称に鑑みれば尉史に對應すべき尉佐は官制内に認められない。逆に佐の職名を持つ書佐・官佐・郷佐・郵佐・佐に對應する書史・官史・郷史・郵史・史は『尹灣漢簡』内に認められない。富谷氏は文書行政を擔う官府内の書記官として史の存在を重視し、確かに富谷氏の利用した居延漢簡内の諸官府にはそれぞれ某史が存在する。しかし尹灣漢簡からは、官制として某史が存在しない官府もあつたと推定できる。こうした官府でも當然文書行政は行われており、史が不在の官府において文書を作成したのは、例えば郡太守府・郡都尉府における書佐のような佐だったのだろう。つまり佐史がその字義に本来内包する佐と史は同様に末端文書行政の擔い手であり、漢代におけるその性格は類似していたと推測できる。また『尹灣漢簡』ではその名稱に佐・史を含まない牢監が佐史の官秩を設定され、また亭長の官秩も佐史と同様であつた。つまり漢代における佐史の内實は、すでに某佐と某史以外の卑賤な官吏に擴大していた。

すなわち前漢中期から後漢前期の佐史は、大きく二つの側面を持つとみられる。一つは官僚制の末端に位置する官吏の汎稱であり、丞相と對比される卑賤官吏の象徴としての佐史である。そしてもう一つの側面が、官制における最も低く設定された官秩の名稱であり、この二つの側面は當然ながら相重なるものであつた。

ではこうした佐史の性格は、戰國秦に始まる文書行政を根幹に置く官僚制の中で、どのような経緯を経て形成されたのか。本稿の課題はまさにここにある。これを明らかにするためにはまず秦代における佐史について知見を深める必要がある。はじめに『睡虎地秦簡』・『嶽麓秦簡』・『里耶秦簡』等の出土簡牘を利用して秦代の佐史を整理・検討した後、『張家山漢簡』等を利用してつつ改めて秦代の佐史を漢代の佐史と比較し、その變遷を追うこととしたい。なお前述したように佐史は漢代地方行政機構において郡太守府や郡都尉府にも存在したが、本稿では資料の制約および秦漢の比較を行う關係上、縣における佐史を中心に検討する。

第一章 秦代の佐史

第一節 遷陵縣の官制

はじめに佐史が存在する基盤となる秦代の地方官制について整理する。統一秦代の縣内行政文書を大量に含む『里耶秦簡』からは、統一秦代の縣である遷陵縣の官制をかなり復元出来る。『里耶秦簡』内に見える遷陵縣の官職名を整理すると、附表一のようになり、この表をもとに官府ごとに特に佐および史に着目して整理したい。

まず縣廷は縣令が統轄する縣の中樞機關であり、縣内文書行政の中心であるほか他縣との文書のやり取りは縣廷を通じて行われた。¹⁰⁾ 令の次官に丞がおり、丞が不在の時には守丞が臨時の代理を擔った。また縣廷直屬の官吏として令佐・令史が配屬された。縣廷から返報を求める場合には、縣廷内部の各曹に文書を宛てることが求められた。

興律曰、諸書求報者、皆告、令署某曹發。弗告曹、報者署報書中某手。告而弗署、署而環（還）及弗告、及不署手、皆各一甲。

興律にいわく、およそ書の返報を求める者は、いずれも返信の開封者を通知し「某曹開封のこと」と書き記させよ。求報者が曹を通知しなかったならば、返報する者は往信中の文書作成者を書き記せ。求報者が開封者を通知したが返報者が書き記さなかった場合、返報者が曹を通知したが文書を差し戻した場合、求報者が返信の開封者を通知しなかった場合、開封者の通知が無いときに文書作成者を書き記さなかった場合は、罰金いづれも一甲。¹¹⁾（『獄籠秦簡』肆281-282）

各曹には令史が配屬され、縣廷宛の文書を受け取る窓口として機能したとみられる。¹²⁾ また縣廷は縣内の裁判権を持ち、裁判關係の部局であろう獄や牢は、縣廷と文書を取り交わす例が見られないため、縣廷内部に置かれたのだろう。獄は治

附表一 遷陵縣の官職名整理

官府名		官職名	里耶秦簡での表記	簡牘例	
廷	令	令・遷陵	令・遷陵	7-304 8-1516	
		遷陵守	遷陵守	8-62	
	丞	丞	丞丞	5-1	
	令佐	令佐	令佐	6-5	
		守丞	守丞	5-1	
	令史	令史	令史	8-45	
		段令史	段令史	8-802	
	治獄令史	治	治	9-348	
	獄佐	獄佐	獄佐	5-1	
	獄史	獄史	獄史	8-683	
牢	牢監	牢監	牢監	8-270	
	牢人	牢人	牢人	8-273+8-520 8-1477	
尉	尉	尉	尉	8-67+8-652	
	尉史	尉史	尉史	8-717	
	士吏	士吏	士吏	5-1	
	田番夫	田	田	8-179	
	田佐	田守	田守	8-2138 8-1610	
田 ⁽ⁱ⁾	田史	史	史	9-64	
	田官齋夫	田官	田官	8-900	
	田官佐	田官守	田官守	8-764	
	田官史	田官佐	田官佐	8-580	
	田官史	史	史	8-672	
倉	司空	司空齋夫	司空齋夫	司空	
		司空佐	司空佐	司空守	
		司空史	司空史	司空佐	8-29 8-163
		倉	倉	倉	9-1861
		倉齋夫	倉	倉	8-45
		倉守	倉守	倉	5-1
		段倉	段倉	段倉	8-459
		倉佐	倉佐	倉佐	8-968
		倉史	史	史	8-45
		粟人	粟人	粟人	8-45
少内		少内齋夫	少内齋夫	少内	
		少内守	少内守	少内	
		段少内	段少内	少内	
		少内佐	少内佐	少内	
		庫	庫	庫	
庫		庫齋夫	庫	8-26+8-752	
		庫守	庫守	8-686+8-973	
		庫佐	庫佐	8-1063	
發弩		發弩齋夫	發弩	8-761	
		發弩守	發弩守	8-141+8-668	
		佐	佐	8-1783+8-1752	
畜官		畜官齋夫	畜官	8-50+8-422	
		畜官史	史	8-919	
		畜官史	史	8-143	
廄		廄齋夫	廄守	8-677	
		廄守	廄守	8-677	

官府名	官職名	里耶秦簡での表記	簡牘例
廩	廩佐	廩佐	8-163
廨舍	廨舍	廨舍守	9-1526
	廨舍佐	廨舍守	9-1526
都郷	都郷嗇夫	都郷守	8-142
	都郷佐	佐	8-142
貳春郷	貳春郷嗇夫	貳春郷	8-661
	貳春郷佐	貳春郷守	8-787
			8-580

官府名	官職名	里耶秦簡での表記	簡牘例
貳春郷	貳春郷史	史	8-645
啟陵郷	啟陵郷嗇夫	啟陵郷	8-39
	啟陵郷佐	啟陵郷守	8-58
亭	校長	校長	8-39
	校長	段校長	8-565
郵	郵人	郵人	9-623
			8-62

(i) 田と田官については同一のものとみなす水間大輔二〇一六などの説、別の部局であるとする陳偉二〇一四などの説がある。筆者は田と田官を異なる部局とすべきと考える。

獄令史が統轄し、獄佐と獄史がその下に置かれた。牢には牢監の他に牢人が置かれるが、現在のところ佐や史は確認できない。

尉は縣内軍政機構であり縣尉が統轄する。『漢書』には令長丞尉が縣の長吏とされるが、秦代には尉と縣廷の間で文書が取り交わされ、文書行政の面では令(長)・丞の屬する縣廷と獨立していた。尉府には尉史のほか、民の監督などを行う士吏が所屬する。尉佐が『里耶秦簡』及び『尹灣漢簡』に見えないのは、士吏が尉佐の役割を事實上擔っていたからとも考えられる。

官は縣内の様々な業務を擔當する部局であり、官嗇夫が管轄する。遷陵縣には官嗇夫の見える官として、田・田官・司空・倉・少内・庫・發弩・畜官・廩・廨舍がある¹³。このうち官嗇夫の下に官佐・官史が併存する官には田・田官・司空・倉があり、佐のみが見える官には少内・庫・發弩・廩・廨舍があり、史のみが見える官には畜官があることが現在までに確認される。ただし『里耶秦簡』には未公表簡が多くあり、また全てが公表されたとしても佐や史の存在が行政文書内に

必ず反映されるとは限らないことから、これをもって佐または史のみが置かれた官を特定することは難しい。実際に次の律文からは『里耶秦簡』内に現在まで佐のみが見える廩にも佐と史が置かれたことがわかる。

虜吏乘馬篤犖(犖)、及不會庸期、皆各一盾。馬勞課殿、貲廩嗇夫一甲、令丞佐史各一盾。馬勞課殿、貲皂嗇夫一盾。

吏の乗馬を品評して遅かったり痩せていたりした場合、もしくは品評の期日に出頭しなかった場合にはそれぞれ罰金一盾とする。馬勞課が最下位だった場合、皂嗇夫は罰金一盾とする。(『睡虎地秦簡』秦律雜抄357-368)¹⁴⁾

官によって官吏の編成に差異があったことを示す資料は無く、ひとまず官には官佐と官吏が必要に応じて置かれたと考えたい。また郷は縣の下に位置する民政機構であり、郷の下には複数の里があった。郷は官と同様の官制構造を持ち、郷嗇夫が郷を統轄し、郷佐・郷史が配属される。遷陵縣には都郷・貳春郷・啟陵郷の三郷が置かれた。

官・郷を統轄する官嗇夫および郷嗇夫が何らかの理由で不在の場合は守官嗇夫・郷守嗇夫が置かれ、文書作成やその他の實務を代行した。廩には現在のところ廩守嗇夫のみ見えるが、廩守は代行であり廩にも官嗇夫が設置されたと推測できる。

亭は縣内の警察機構であり、亭長が統轄する。遷陵縣中には貳春亭、唐亭¹⁵⁾が置かれた。亭に佐・史が置かれた記録は見えない。また郵は遷陵縣内に都郵、啟郷郵(啟陵郷郵か)がみえ、その他に他縣の縣治の名前を冠したと思われる郵が散見する。漢代『尹灣漢簡』に見える郵佐は秦代には見えず、文書の配達は郵人が行っていた。

以上が統一秦における縣の官制構造の概観である。その中で特に佐と史の官職名を持つ吏として縣廷に令佐と令史、獄に獄佐と獄史、官に官佐と官史、郷に郷佐と郷史が存在した。また尉には尉史が置かれた。ではこれらの佐や史のうち、どの吏が秦代に佐史と呼稱されたかを確認してゆこう。

第二節 秦律における佐史

續いて秦律における佐史の用法を検討する。秦律を含む資料としては『睡虎地秦簡』『嶽麓秦簡』等があるが、これらの律文に見える佐史の用法をいくつか挙げてみたい。

吏自佐史以上負從馬・守書私卒、令市取錢焉、皆遷（遷）。

吏の佐史以上が從馬や守書私卒を供出し、（彼らに）商賣させて利益を挙げたならば、全て遷刑とする。（『睡虎地秦簡』秦律雜抄 338-339）

廿六年正月丙申以來、新地爲官未盈六歲節（卽）有反盜、若有敬（警）、其吏自佐史以上去繇（徭）使、私謁之它郡縣官、事已行、皆以彼（被）陳（陣）去敵律論之。吏遣許者、與同臯。以反盜敬（警）事故、繇（徭）使不用此令。十八

二十六年正月丙申以來、新地に官となつて六歳未滿であり、もし反亂が発生するかもしくは緊急事態が発生した時に、吏の佐史以上が公務での出張から離れ、勝手に他郡の縣官に報告した場合、その行爲がすでに實行されれば、みな被陣去敵律をもってこれを裁く。派遣を許可した吏は、ともに同罪。反亂および緊急事態を理由として公務により出張した場合にはこの令を適用しない。十八（『嶽麓秦簡』伍 803）

この二つの律文には「吏自佐史以上」という表現が見える。この表現は『漢書』百官公卿表の「吏員自佐史至丞相」と類似し、佐史が吏に含まれる末端官吏の汎稱であつたことを感じさせる。しかし一方で『嶽麓秦簡』には以下の表現も存在する。

吏自佐以上毋敢罰黔首。不從令者貲二甲、免。十七

吏の佐より以上は黔首を罰してはならない。令に従わない者は罰金二甲とし、解任する。十七（『嶽麓秦簡』伍 209）

ここでは「吏自佐以上」とあり、前述の表現から史が抜ける。書き落としなどの可能性もあるが、この律は民を罰することを禁止しており、本来史は文書の作成に携わる官吏であるから、史はそもそも民を罰する権限を持たず、従って律によって禁止対象とする必要が無かったということではないか。この例からは、秦代においては佐史という呼稱は必ずしも末端官吏の汎稱として固定化しておらず、時に佐と史が分離して使用されることがうかがえる。そして縣内のいくつかの官府に所屬する吏が佐史と呼ばれたことは、以下に擧げる四つの律文から見ることが出来る。

(1) 上造以下到官佐史毋(無)爵者、及卜・史・司御・寺・府、糒(糖)米一斗、有采(菜)羹、鹽廿二分升二。傳食律

上造以下官佐史で無爵の者に至るまで、および卜・史・司御・寺・府は糒米一斗、菜の羹、鹽二十二分の二升を支給せよ。〔睡虎地秦簡〕秦律十八種傳食律 29(9)

(2) 實官佐史被(罷)免・徙、官嗇夫必與去者效代者。節(即)官嗇夫免而效、不備、代者與居吏坐之。故吏弗效、新吏居之未盈歲、去者居吏坐之、新吏弗坐。其盈歲、雖弗效、新吏與居吏坐之、去者弗坐。它如律。

實官の佐史が免官・異動した場合、官嗇夫は必ず前任者とともに新任者を監査せよ。もし官嗇夫が免官となり(縣令が)監査したとき、不備があれば、新任者と留任した他の官吏が共に責任を負う。前任の官吏が監査せず、新任の官吏が着任して一年未滿であれば、前任の官吏と留任した他の官吏が責任を負い、新任の官吏は責任を負わない。一年以上であれば、(前任の官吏が)監査しなかったとしても、新任の官吏と留任の官吏が責任を負い、前任者は責任を負わない。他は律の通り。〔睡虎地秦簡〕秦律十八種效律 29(9) 230⁽¹⁾

(3) 軍人買(賣)粟粟所及過縣、賞戍二歲。同車食・敦(屯)長・僕射弗告、戍一歲。縣司空、司空佐史、士吏將者弗得、賞一甲。邦司空一盾。

軍人が支給された穀物を支給された縣および通過した縣で賣ったならば、賞戍二年。同車食・敦長・僕射が告發しな

ければ成一年。縣の司空(嗇夫)、司空佐史、士吏の引率する者が捕らえられなければ、罰金一甲。邦司空は(罰金)一盾。〔睡虎地秦簡〕秦律雜抄 310-342)

(4) (缺簡) 史各一甲、有(又)令獄佐史均故徼一歲、其故徼縣獄佐史、均地遠故徼、其新地縣獄佐史有約日者、奪日一歲而勿均。 ● 廷_己八

…史はそれぞれ(罰金)一甲、獄佐史は一年間、故徼¹⁷⁾と扱いを均等にし、故徼の獄佐史は、故徼より遠い縣と扱いを均等にさせる。新地にある縣の獄佐史で勤務期日のある者は、勤務した日を一年分取り消し、扱いを均等にすることはない。 ● 廷_己八 (嶽麓秦簡) 伍 225-226)

以上四例の佐史についてそれぞれ確認したい。(1)にある官佐史は、縣内部局である官の佐史だろう。また(2)の實官とは、官のうち物品管理を司る倉・庫・少内のことを指す。倉は穀物、庫は武器および器物、少内は錢を管理していた。(3)の司空も官の一つであり、縣内で勞働する刑徒や船を管轄した。これらの官には官佐・官吏が配屬されることから、先述した廢を含め官の官佐・官吏を律文中で官佐史と總稱すると思われる。また(4)では獄佐史の待遇について言及するが、すでに述べたように獄にも獄佐と獄史が配屬され、獄佐史が獄佐と獄史を指すものと考えて矛盾はない。

一方で漢代において佐史に分類される牢監・郵佐などが、秦代の佐史に含まれると考えられる例は現在まで存在しない。また尉史については以下の律文から、縣内の軍政機構である尉の屬官を總稱して吏ではなく尉と呼ばれていたと思われる。

除吏・尉、已除之、乃令視事及遣之。所不當除而敢先見(視)事、及相聽以遣之、以律論之。嗇夫之送(徙)見(視)它官者、不得除其故官佐吏以之新官。 置吏律

吏・尉を任命するには、すでに任命したならば、職務に就かせてかつ(任地に)派遣せよ。任命に當たらぬのに先に職務に就かせたり、(派遣先と)互いに劃策して派遣したりした場合、律によってこれを裁く。轉任して他の官府で職務についた嗇夫は、もとの官府の佐吏を任命して新しい官府に行くことは出来ない。〔睡虎地秦簡〕秦律十八種置吏

律 226-227)

ここに見える尉について、縣尉府を統轄する縣尉だとすると尉が地方で任命されることになり、救命官たる長史の性格と矛盾する。吏と並列される尉とは縣内軍政系統の屬吏を總稱したものであり、尉史・士吏などを含むのではないか。そうだとすれば先述した「吏自佐史以上」にそもそも吏でない尉史は含まれない可能性が高い。

一方で郷については孫聞博二〇一七の述べる通り郷佐・郷史も官佐・官史とほぼ同様の扱いを受けており、用例は無いものの郷にも佐史があつたとみてよいだろう。

ここまで秦代における佐史の用例を見てきた。秦律においてすでに佐史の表現は使用されるが、漢代における末端官吏の汎稱や官秩としての佐史はいまだ見られない。秦代の佐史とは、縣内局部である官に配屬された官佐・官史および郷に置かれた郷佐・郷史の併稱、もしくは縣廷内の獄に配屬された獄佐・獄史の併稱だった。一方で、漢代に佐史に含まれる尉史・牢監・郵佐などが秦代に佐史に含まれる例は見られない。その理由としては、佐と史が官府内に並列して業務を行う形態が尉・牢・郵には存在しなかったことが考えられる。

さらにこれらの點を詳細に検討するため、第二章では秦代の佐史を構成した佐と史について、その性格および佐と史の共通點、相違點を明らかにしたい。

第二章 佐と史の性格

第一節 佐の任用と官歴

本章では、戰國秦における佐と史が持つ性格を検討する。まず秦代の佐について検討したい。以下の律文には、佐を任用する際の條件が述べられる。

除佐必當壯以上、母除士（伍）新傳。苑畜夫不存、縣爲置守、如廢律。 內史雜

佐は必ず壯以上¹⁸にあたる者を任命し、士伍の新たに傳籍した者を任命してはならない。苑畜夫がいなければ、縣のた
めに守を置くこと、廢律と同様にせよ。 內史雜（『睡虎地秦簡』秦律十八種內史雜律 257）

侯（候）・司寇及羣下吏、母敢爲官府佐吏及禁苑憲盜。 內史雜

侯・司寇及び群下吏は、官府の佐吏及び禁苑の憲盜となつてはならない。 內史雜（『睡虎地秦簡』秦律十八種內史雜律
260）

ここでは佐に任命できる條件として壯以上であり、新たに傳籍された士伍でないことが示される他、佐に任命出来ない身分の者が規定される。侯・司寇は見張りにあたる刑徒のこと、群下吏とは一種の犯罪者であり、官府での労働を課せられていた者である。この律に見える佐吏については工藤元男編二〇一八が佐史に讀むが、『嶽麓秦簡』にも佐吏の用法があり、この條文をことさら佐史に讀む必要はないだろう。また後述するように史の任用に對する規定は他に存在し、ここでは佐の任用に對して規定したと捉えるべきだろう。すなわち戰國秦の佐に任用される條件とは、刑徒などでない秦の民であり、成年として戶籍に登録（傳籍）されてから期間が経過した一定以上の年齢であることである。逆に言えばこの條件を満たした者は佐に任用でき、識字能力や財産資格など他に佐となるための條件は見えない。

次に、官府内で佐がどのような業務を擔當していたかを見てゆきたい。佐の業務内容が判明する律文には以下のものがある。

（1）百姓居田舍者、母敢酺（酺）酉（酒）。田嗇夫・部佐謹禁御之。有不從令者、有辜。

田の舍に居住している民は、酒を賣買してはならない。田嗇夫・部佐は嚴格にこれを取り締まれ。令に従わない者は有罪。（『睡虎地秦簡』秦律十八種田律 76）

（2）入禾倉、萬石一積、而比黎之爲戶、縣畜夫若丞及倉・鄉相雜以印之。而遺倉畜夫及離邑倉佐主稟者各一戶以氣

(餼)。(中略)倉

穀物を倉に納入する際は一萬石を一積とし、比黎でもって扉を作れ。縣齋夫もしくは丞と倉齋夫・郷齋夫が共同で倉を封印せよ。倉齋夫および離邑倉佐の支給擔當者におのおの扉を一つ割り當て、穀物を支給させよ。(中略)倉律。

『睡虎地秦簡』秦律十八種倉律 88-94)

(3) 戍者城及補城、令姑(媼)堵一歲。所城有壞者、縣司空署君子將者、賞各一甲。縣司空佐主將者、賞一盾。令戍者勉補繕城、署勿令爲它事。已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻(功)及所爲、敢令爲它事使者、賞二甲。

戍卒が城を築いたり城を補修したりすれば、(その戍卒に)その土塙を一年間保護させよ。城の壞れたものがあれば、縣司空の署君子で(戍卒を)統率する者は罰金おのおの一甲。縣の司空佐で統率を管轄する者は、罰金一盾。戍卒に城の補修に専念させ、他の任務を割り當ててはならない。補修が完了すれば、塞の壁を高くさせ、厚くさせよ。縣尉は時折その成果および働さぶりを巡視せよ。戍卒に他の任務をさせた者は、罰金二甲とする。(『睡虎地秦簡』秦律雜抄

368-370)

残念ながらこれらは全て縣内部局である官の例であり、獄に屬する獄佐の業務を規定した律文は確認できない。従ってここでは官の佐についてのみ分析を行う。

まず(1)では民を取り締まる役割を田齋夫と共に田部佐が擔っている。(2)では縣に倉齋夫が置かれるのに對して離邑(郷のことか)に倉佐が置かれ、縣における倉齋夫と同じく穀物の支給を擔當する。(3)では築城・改修を戍卒が行う際に、司空佐がその監督を行っている。すなわち官佐は官における實務を時に官齋夫と分擔して行い、離邑など官齋夫が設置されない場合には本来官齋夫が行う任務を代行したとみられる。『睡虎地秦簡』に見える規定から官佐をそのまま守官齋夫にすることは出来ないもの¹⁹⁾、秦代の官佐は官齋夫の下で主に實務を擔い、將來は官を統轄する官齋夫となるのが基本的な昇進経路だったのではないか。そしてこの推測を裏付ける資料として、『里耶秦簡』に見える官吏の勤務評定

が擧げられる。

凡□□□□ 爲官佐、六歲。 爲縣令佐、一歲十二日。 爲縣斗食、四歲五月廿四日。 爲縣司空有秩乘車、三歲八月廿二日。 守遷陵丞、六月廿七日 凡十五歲九月廿五日 凡功三、三歲九月廿五日 □□□□ 鄉廿二年□□ □功二
□勞功四、三歲九月廿五日 ・凡功六、三歲九月廿五日。 □□□□ 屬洞庭 □五十歲居內史七歲□□ (『里耶秦簡傳

物館藏秦簡』所收『里耶秦簡』10116)

該當官吏の姓名は判明しないが、この簡牘は一官吏の約十五年にわたる官歴を示す資料である。その官歴を整理すると官佐…六年↓縣令佐…一年一二日↓縣斗食…四年五箇月二四日↓司空有秩乘車…三年八箇月二二日↓遷陵守丞…六箇月二七日となる。官佐からはじまって縣令直屬の佐である令佐を経験した後、縣の實務機關の一つである司空畜夫となり、最後に『里耶秦簡』の發見された遷陵縣の守丞となっている。令佐と司空有秩乘車の間に斗食があり、單印飛二〇一八はこれを斗食令史であるとするが、後述するように令史の官歴はそのまま令史と表記される。この斗食は官秩が斗食である官畜夫と考えるのが自然だろう。そしてこの人物は、佐として任用された後一貫して實務系統の官職を歴任している。すなわち官佐の役割が文書作成よりも實務に重きが置かれており、官佐↓官畜夫↓丞という實務を擔う吏を辿った昇進経路が存在していた。『里耶秦簡』は秦統一期の史料だが、秦の統一はわずか十五年であり、簡牘内に示される官歴の長さから戰國秦の様相もある程度反映されると考えてよい。

第二節 史の任用と官歴

續いて戰國秦における史の性格について検討する。史は元來、特殊技能をもって王に仕える者であり、祝・射・御・醫・卜などと同列に置かれる存在だった。⁽²⁰⁾しかし戰國秦においてはすでに文書行政が發達しており、行政文書の作成に熟達した史は中央から末端までの各官府において必要不可欠な存在だっただろう。『史記』六國年表には孝公十三年(前三

四九年)に縣の有秩史を置いたことが見え、郡縣制の初期から地方官府にも史が存在した。また傳世文獻からは史を目指す者として學童があり、彼らのうち試験を経て合格した者が史となる規定が存在したことがわかる。²²⁾この史になるための豫備段階と言うべき學童に關しては、關聯する條文がある。

令赦史母從吏(事)官府。非史子毆(也)、母敢學學室。犯令者有辜。內史雜

赦史を官府に従事させてはならない。史の子でなければ、學室で學ぶことは出来ない。令を犯す者は有罪とする。

內史雜律〔睡虎地秦簡〕秦律十八種內史雜律38)

●繇(徭)律曰、發繇(徭)、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灋、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、及毋敢擅傳(使)赦童・私屬・奴及不從車牛。凡免老及赦童未傅者、縣勿敢傳(使)。節(卽)載粟乃發、赦童年十五歲以上、史子未傅先覺(學)覺(學)室、令與粟事。赦童當行粟而寡子・獨與老父老母居、老如免老、若獨與瘠(癯)病母居者、皆勿行。

徭律にいわく、徭役勞働を徵發するには、有爵者以下人の弟子、復子に至るまでを動員するには必ず先に所轄の執灋に申請し、郡ではそれぞれの郡守府に申請し、すべてその作業内容および徒の延べ人数を報告し、勝手に動員してはならず、および勝手に赦童・私屬・奴や徵用にあたらぬ車牛を動員してはならない。免老および赦童のいまだ傅籍されていない者を縣は使役してはならない。もし穀物運搬で徵發するならば、赦童の十五歳以上、史の子でいまだ傅籍されていないが學室で學んでいる者を穀物の運搬にあずからせる。赦童が穀物の運搬に従事するにあたり孤兒であつたり、老父母とのみ同居してその老父母が免老に該當したり、もしくは瘠病の母とのみ同居する者は、從事してはならない。〔嶽麓秦簡〕肆 156-159)

學室とは史になるための教育機關であり、そこで史としての教育を受けたのが前述の學童であろう。學室で學ぶためには史の子でなければならず、また史の子は傅籍される前から學室に學ぶことが許されるという條文は、秦代の史がいまだ

世襲的な特殊技能職であることをうかがわせる。また時代は下るものの、『張家山漢簡』にも史の子が傳籍前から學室において學俚の元で學び、試験を受けて史となり、また成績優秀者は直接令史や尙書卒史となることが出来たとが見える。

史・卜子、年十七歲學。史・卜・祝學童學三歲、學俚將詣大史・大卜・大祝、郡史學童詣其守。皆會八月朔日試之。

史・卜の子は年十七歲にして學ぶ。史・卜・祝の學童は學ぶこと三歲にして、學俚が引き連れて大史・大卜・大祝に赴き、郡の史の學童は其の郡守府に赴く。皆、八月朔日に集合し、試験を行う。〔張家山漢簡〕二年律令史律475

試史學童以十五篇、能風（諷）書五千字以上、乃得爲史。有（又）以八體（體）試之、郡移其八體（體）課大史。大史誦課、取取（最）一人以爲其縣令史、殿者勿以爲史。三歲壹并課、取取（最）一人以爲尙書卒史。

史の學童は十五篇をもつて試験を行い、五千字以上を音讀し、書くことが出来て史となることが出来る。また八體について試験を行い、郡はその八體の課を大史に送る。大史は公に審査し、最優秀の者一人をその縣の令史とし、最下位の者は史としてはならない。三年に一度合同審査を行い、最優秀の者一人を尙書卒史とする。〔張家山漢簡〕二年律令史律 475-476)

これらの學室における學童の統轄責任者は學俚と呼ばれた。『里耶秦簡』には學俚が確認出来ることから、この制度が秦代には実際に行われていたとみてよい。

廿六年七月庚辰朔乙未、遷陵拔謂學俚、學童拾有鞫、與獄史崎徹執、其亡、不得。上奔牒而定名事里、它坐、亡年月日、論云何、何臯、赦或覆問之、毋有。與獄史崎以律封守上牒。以書言、勿留。（正）

七月乙未牢臣分鐵以來／亭手。崎手。（背）

二十六年七月庚辰朔乙未、遷陵令の拔が學俚に命じる。學童の拾に鞫があり、獄史の崎と見回って捕えようとしたが、（拾は）逃亡し、確保出来なかった。奔牒を上申し、名、事績、里、他罪、逃亡した年月日、如何なる律をもつて論

じ、何罪にあたるか、赦免もしくは尋問について照會し、有無を確定せよ。獄史の畸と共同で律をもって密封し、郡守府に牒を上申せよ。書をもつて報告し、放置してはならない。(正) 七月乙未、牢臣の分職が持つてきた。／亭手。

畸手。(背)〔里耶秦簡〕14-18⁽²⁸⁾

以上が秦代における史の養成に關する記述である。これらの律文からは、史の子が養成機關による育成および試験を経て史の資格を獲得し、文書作成の専門職である史として官府に勤めるといふ史の登用過程が想定される。こうした史の姿は、専ら民から直接任用され、任用の際になんらの資格を問われることなく、主に實務に従事した佐の姿とは明確に異なる。ただし擴大する官僚制と文書行政の中で、文書の作成を行う史が世襲のみによって擔われ續けていたとは考えにくい。以下、世襲でない史について言及すると思われる例を挙げる。

下吏能書者、毋敢從史之吏(事)。 内史雜

下吏は文書を書くことが出来る者であっても、史の業務に従事してはならない。 内史雜律。〔睡虎地秦簡〕秦律十八

種内史雜律 250)

この律文で史の業務に従事出来ない下吏とは、佐への任用が禁止される群下吏と同一とみてよいだろう。この禁令からは、史の子でない者が史となることは下吏以外ならば可能であるように思われる。また次の資料からは、年少時から史の下に就いて文書作成を學ぶ者の存在が認められる。

新地吏及其舍人敢受新黔首錢財酒肉它物、及有賣買段(假) 賃資於新黔首、而故貴賦(賤) 其賈(價)、皆坐其所受及故爲貴賦(賤) 之贓(贓)、段賃費、賁息、與盜同瀆。其賈買新黔首奴婢・畜產及它物、盈三月以上而弗豫錢者、坐所賈買錢數、亦與盜同瀆。學書史所年未盈十五歲者、不爲舍人。(中略) ・廿一。

新地吏及びその舍人で、故意に新黔首の錢財・酒肉その他の物を受け取り、及び新黔首に對して賣買・貸し金、賃貸を行つた時、わざと高すぎたり、低すぎたりする價格に設定すれば、すべてその受け取つた額、及びわざと高すぎた

り、低すぎたりする価格を設定してもうけた財産、賃貸費用、貸金の利息の額に應じて罪となし、盗と同じ法で裁く。その新黔首の奴婢・家畜およびその他の物をかけ買いし、三ヶ月以上経過しても代金を與えない者は、そのかけ買した金額に基づいて罪に問うこと、また盗と同じ法で裁く。吏に書を學び、未だ十五歳に達しない者は、舍人とみなさない。(中略)・二十一。(『嶽麓秦簡』伍394)

史の子でなく史を目指す者は、私的に吏に就いて文書の作成を學んだのだろう。『史記』始皇本紀にある李斯の上書にも、法令を學ぶ場合には吏を師とするようあり(『若欲有學法令、以吏爲師』)、當時こうした存在は一般的だったことが傍證される。

續いて史を佐と比較するため、秦代に實際に史として官府に従事した人物が、どのような官歴を辿ったかを確認する。『睡虎地秦簡』が出土した睡虎地十一號秦墓の墓主である喜は、その事績が編年記という一聯の簡牘に残っている。

(昭襄王) 卅五年、攻大野王。十二月甲午雞鳴時、喜産。今(始皇)元年、喜傅。(中略)三年、卷軍。八月、喜掄史。
 【四年】、□軍。十一月、喜□安陸□史。(中略)六年、四月、爲安陸令史。七年、正月甲寅、鄢令史。(中略)十二年、四月癸丑、喜治獄鄢。十三年、從軍。(中略)十五年、從平陽軍。十六年、(中略)自占年。(中略)十九年、□□□□南郡備敬(警)。(中略)廿三年、興、攻荊、□□守陽□死。

喜は昭襄王四十五年(前二六二年)に生まれた。始皇元年(前二四六年)に十七歳で傅(成人戸籍に登録)され、始皇三年(前二四四年)に十九歳で史に「掄」されている。この「掄」が史になるための試験に合格し、史としての資格を得たことを指すと思われる。その後翌年に安陸縣のなんらかの史、同令史、鄢縣の令史を経て、始皇十二年(前三三五年)に鄢縣の治獄(治獄令史)となった。この編年記は始皇三十年(前二二七年)までで終わることから、喜はこの頃に亡くなったと推測される。

一般に喜は亡くなるまで治獄だったとされるが、松崎つね子二〇〇〇は始皇十三年の「從軍」以降喜が致仕し、安陸に

歸郷したとする。また吉本道雅二〇一七はこの論點を補強して、『史記』および『張家山漢簡』の用例から十六年の「占年」が百姓に對して行われた施策であり、この時すでに喜が致仕していた傍證となるとする。従うべきであろう。この喜の官歴を見れば、一貫して史とつく官職にのみ配屬され、實務を擔う官職には就官しない。また『里耶秦簡』にも同様の官歴を持つ吏の例がある。

資中令史陽里鈞伐閱。十一年九月隄爲史。爲鄉史九歲一日。爲田部史四歲三月十一日。爲令史二月。□計。年卅六。戶計。可直司空曹。〔『里耶秦簡』8-269〕

鈞は始皇十一年九月に「隄」せられて史となる。喜が史に「掄」せられたことと同意であろう。『里耶秦簡』の年代からして、この十一年は始皇十一年（前二三六年）のことと思われる。鈞は史となつてからはじめに郷史を経て縣の官である田の史となつており、その年月を合算すると、この伐閱（官歴を記した文書）は始皇二十五年（前二三二年）二月以降に作成されたと考えられる。鈞の例を見ると、郷史・田部史・令史とやはり史のつく官職のみを歴任しており、喜の官歴と共通點が認められる。

最後に、史が辿るさらに上級の官歴についても推測したい。『張家山漢簡』には裁判の案例が收められた奏讞書と呼ばれる資料があり、秦代の裁判案件も含まれる。

（中略）六年八月丙子朔丙辰、咸陽丞毅禮敢言之。令曰、獄史能得微難獄上。今、獄史舉闕、得微難獄、爲奏廿二牒。舉闕、母害、謙（廉）絜（潔）敦愨（愨）、守吏也、平端。謁以補卒史勸它吏。敢言之。

（中略）（始皇）六年八月丙子朔丙辰、咸陽丞の毅禮が申し上げます。令にいわく、獄史の難獄を解決できたものの上申せよと。今、獄史の舉闕は難獄を解決し、二十二牒を上奏のために作成しました。舉闕は母害であり、清廉潔白かつ篤實であり、吏を務めて公正です。卒史に任命し、他吏の模範とすることを申請します。以上申し上げます。（張

ここでは、難事件を解決した獄史がその能力および資質を評價され、郡の史である卒史への昇進を中央に打診されている。無害とは、一般的に使用される有能な人物への形容である。また『史記』蕭相國世家では、沛縣の主吏掾（令史）であつた蕭何が卒史の業務を代行し、その能力を秦の御史に評價されて昇進を打診される。²⁴やはり一旦史となつた者は、そのまま史の系統を辿つての昇進が一般的だつたと考えられる。

ここまで秦代の佐と史について概観した。佐は専ら民から任用されて實務を主に擔當し、昇進経路も實務系統の官嗇夫・丞を辿つたと思われる。一方史は試験によつて文書作成の資格を得た後に任官し、また史の子のみが學室で史の教育を受けるといふ世襲的な側面があつた。史の昇進経路もまた文書作成系統の令史・獄史・卒史を辿つたと見られ、秦代において佐と史の系統が明確に分離していた。このように秦代の佐と史には性格の差異が多く見られる一方、秦代の佐と史に共通する表現が冗・更という表現である。

第三節 佐史の冗と更

秦漢代に戊卒が輪番で勤務し、その輪番に就くことを踐更と呼んでいたことは、濱口重國一九六六の指摘以來數多く議論がある。一方で大庭脩一九八二が「漢の官吏は、勤務期間中は官の舍に住み、原則として妻子は吏舍に居ることを得ず、官吏は法定の休暇にのみ家に歸つた」とする通り、漢代の官吏は原則常勤であつた。しかし『張家山漢簡』二年律令史律には、戊卒のほか佐・史・卜・祝やその他の官吏の「更」についての規定がある。以下の律文では佐・史の「更」について規定する。

謁任史・卜、上計・脩法。謁任卜學童、令外學者、許之。□□學佻敢擅繇（徭）使史・卜・祝學童者、罰金四兩。

史・卜年五十六、佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更。六十、爲十二更。五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當皖老者、爲十二更、踐更□□。疇戶・茜御・杜主樂・皆五更、屬大祝。祝年盈六十者、十二更、踐更大祝。

史やトを推薦したいと願ひ出る際は、上計・脩法から選ぶ。トの學童で外學した者を推薦したいと願ひ出る者は、これを許す。□□學佾が史・ト・祝の學童を勝手に使役した場合は、罰金四兩。史・トで年五十六歳の者、佐の吏となつて二十年に達するか五十六歳の者は、みな八更とする。六十歳の者は、十二更とする。五百石以下有秩に至るまでの吏となつて十歳に達し、年齢が院老に當たる者は、十二更とし……。疇尸・茜御・杜主樂はみな五更とし、大祝に屬す。祝で年齢が六十歳に達した者は十二更とし、大祝に踐更する。〔張家山漢簡二年律令史律²⁵168〕

ここでは吏が八更、十二更など異なる更數を設定され、また佐史に關係しないため律文は省略するが史律の他條文ではト・祝について五更、六更などの更數も設定され、祝については通常の者は五更である一方、有能な者を冗とする。廣瀨薰雄二〇一〇は「更」とは輪番の意味であり、更數は踐更の當番方式を示す語であり、八更ならば八人交代、十二更ならば十二人交代となると推測した。前掲の史律では史とトが五十六歳になると八更になり、史・ト・祝が六十歳になると十二更となる。年齢が高くなるほど更數も多くなるが、これを交代人數が増え、當番が回ってくる頻度が減少するとすれば、高齢の官吏ほど勤務負擔が減ることになり筋の通つた結論である。

廣瀨氏は「更」として輪番で働くいわば非常勤の官吏に對して、官府における勤務が勞役の一種として課せられたものであり、俸祿は與えられず、「非番のときには人夫になるなど別の仕事をして生計を立てていた⁽²⁵⁾」とし、常時勤務して食糧を支給される官吏は「冗」と呼ばれ、「冗」は労働量が増える半面安定した生活が保障されることから「更」よりも良い待遇の官吏であると解釋する。

この廣瀨氏の知見をさらに深めたのが宮宅潔二〇一二である。宮宅氏は下級官吏における「更」と「冗」についてより詳細に検討し、官吏の中でも佐史レベルの役人に「更」として輪番で就役する者と「冗」として繼續的に勤務した者がいたことについては廣瀨氏に賛同する。その上で宮宅氏は以下の律文を擧げて、年配者に限らず一般の官吏にも「更」として働く者がいたと推測する。

都官有秩吏及離官畜夫、養各一人、其佐史與共養。十人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。都官之佐史冗者、十人、養一人。十五人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。不盈十人者、各與其官長共養・車牛、都官佐史不盈十五人者、七人以上鼠（予）車牛・僕、不盈七人者、三人以上鼠（予）養一人。小官毋（無）畜夫者、以此鼠（予）僕・車牛。狼（鵠）生者、食其母日粟一斗、旬五日而止之、別紲以段（假）之。金布律。

都官の有秩吏及び離官畜夫は養それぞれ一人を配屬させ、その佐史は養を共有せよ。（佐史）十人ごとに牛車・牛を一兩、牛の管理人一人を配屬させよ。都官の佐史のうち冗である者には、十人ごとに養一人を配屬させよ。十五人ごとに牛車・牛を一兩、牛の管理人一人を配屬させよ。十人に満たない者は、それぞれその官長と養・牛車・牛を共有し、都官の佐史が十五人に満たないならば、七人以上であれば牛車・牛・僕を與え、七人に満たない者は、三人以上であれば養一人を與えよ。小官で畜夫がいない者には、この規定を適用して僕・牛車・牛を與えよ。（牛の）出産に勵む場合には、母牛に日ごと粟一斗を支給し、十五日にして支給をやめ、紲を分けて貸與せよ。（『睡虎地秦簡』秦律十八種金布律139-142）

ここでは都官に「佐史」および「佐史冗者」があり、その待遇が異なる。直接比較可能な部分を挙げれば「佐史」は十人ごと、「佐史冗者」は十五人ごとに牛車・牛と牛の管理人が與えられる。ここから宮宅氏は『佐・史』の中より下位の者が『冗』『更』に分かれて就労していた」と推測する。詳細は確としないが少なくとも佐史の中で「冗」「更」を含むいくつかの待遇の違いが存在したのである。また官吏が損失を出した場合の賠償責任は、佐史の中でも「冗」である者の方に課せられた。

倉廩（漏）朽（朽）禾粟、及積粟而敗之、其不可食者不盈百石以下、諍官畜夫。百石以上到千石、賞官畜夫一甲。過千石以上、賞官畜夫二甲。令官畜夫・冗吏共賞（償）敗禾粟。禾粟雖敗而尚可食毀（也）、程之、以其耗（耗）石數論、負之。效

倉が漏れて禾粟が腐ったり、穀物を保管して傷めたりして、その食べられない分が百石未満であれば、官畜夫は諍。百石以上千石までならば、官畜夫は罰金一甲。千石以上ならば、官畜夫は罰金二甲。官畜夫・冗吏は傷めた禾粟を共同で賠償する。禾粟が傷んでいても食べられるならば、これを計算し、その消耗した石数をもって罪に問い、賠償させる。〔睡虎地秦簡〕秦律十八種效律 231-232)

官畜夫・冗吏皆共賞（償）不備之貨而入贏。

官畜夫・冗吏はみな共同で不足分の財貨を辨償し、超過分は納入せよ。〔睡虎地秦簡〕效律 230)

秦代に縣の部局である官には官畜夫と官佐・官吏が配属されたことはすでに述べた。上に挙げた二つの律文において官畜夫と賠償を分擔する冗吏とは、官佐史の中で「冗」である者だと考えてよいだろう。逆に言えば「更」として働く官吏は、損失を出した場合の賠償責任を負わなかったと推測できる。「冗」である佐史は責任が重くなる分、その待遇も「更」である佐史より良かったものと思われる。

ここまで秦代の佐史について検討した。第一章では、秦代の佐史が縣内の官・郷・獄における佐と史の併稱だったことを明らかにし、第二章第一節および第二節では佐と史の系統が官府内において明確に分離していたことを見てきた。そして第三節では佐史における「冗」と「更」について検討し、佐史の中でも待遇の異なる官吏が併存したことを確認した。

秦代の佐史のこうした特徴は、前漢中期以降における佐史の姿とは二つの面で明確に異なっている。一つは秦代の佐と史の系統がその任用形態を含めて完全に分離し、その昇進に際しても一旦佐となった者は實務系統の官職、一旦史となった者は文書作成系統の官職に従事していた点である。そして兩系統の官吏をまとめて呼称したものが、まさしく秦代の佐史である。ところが漢代の佐と史は、前述したように郡守府や郡都尉府における書佐などは文書作成を擔當した佐であるなど、その職務に明確な差異が認められない。漢代における佐史には佐と史の併稱という性格が消滅し、某佐や某史以外の官職も含む末端官吏の汎稱となっている原因はここにあるだろう。

そしてもう一つの面が、佐史の待遇に關する點である。秦代の佐史の中には「冗」である者と「更」である者がおり、その待遇は異なる。宮宅氏は「冗」「更」に分かれて就勞したのは佐史のうち中より下位の者であると推測しており、「冗」「更」以外にも佐史の中での差があったことを示唆する。ところが漢代には官秩の一つとして佐史が設定される。基本的に佐史である官吏は全て同じ俸祿をもらい、佐史内部での待遇の差は存在しないからこそ官秩名として佐史が定着したと考えるべきである。

それでは、秦代の佐史が漢代の佐史へと變容を遂げる契機はどこにあるだろうか。私見では、それは秦の統一期にあると考える。その根據の一つとして、前漢初期の『張家山漢簡』二年律令賜律を挙げておきたい。

賜不爲吏及宦皇帝者、關内侯以上比二千石、卿比千石、五大夫比八百石、公乘比六百石、公大夫・官大夫比五百石、大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。毋爵者、飯一斗、肉五斤、酒大半斗、醬少半升。司寇・徒隸、飯一斗、肉三斤、酒少半斗、鹽廿分升一。吏官痺（卑）而爵高、以宦皇帝者爵比賜之。賜公主比二千石。御史比六百石、相賜吏酒食、衛秩百石而肉十二斤、酒一斗、斗食・令史肉十斤、佐史八斤、酒七升。

吏となっていない者及び宦皇帝である者に酒食を下賜する場合、關内侯以上は二千石官と同等とし、卿は千石官と同等とし、五大夫は八百石官と同等とし、公乘は六百石官と同等とし、公大夫・官大夫は五百石官と同等とし、大夫は三百石官と同等とし、不更は有秩と同等とし、簪裹は斗食と同等とし、上造・公士は佐史と同等とする。爵を持たない者は飯一斗、肉五斤、酒三分の二斗、醬三分の一升。司寇・徒隸は飯一斗、肉三斤、酒三分の一斗、鹽二十分の一升。吏のうちで官職が卑しく爵位が高い者は、宦皇帝である者と同等としてこれに下賜する。公主は二千石官と同等、御史は六百石官と同等とする。吏に酒食を下賜するには、官秩百石ごとに肉十二斤、酒一斗とし、斗食・令史は肉十斤とし、佐史は（肉）八斤、酒七升とする。（『張家山漢簡』二年律令賜律 291-296）

ここでは佐史が各石高の官秩と並列され、佐史の者は下賜にあたり全て均一な扱いを受けている。すなわち前漢初期に

は佐史がすでに均一な扱いを受ける官秩の名稱として確立しており、佐史が變容する劃期はそれ以前に求められる。そこで第三章では秦の統一期に佐史の周邊において見られる諸相を通じて佐史の變容を捉えてみたい。

第三章 秦の統一と佐史

第一節 佐と史の融合

まず、戰國秦における佐と史の系統分化が統一期に至つてどのように變質したのかを確認したい。戰國秦の律である『睡虎地秦簡』では、佐となる者に對する制限は年齢制限および一般の民であることだった。ところが統一期の資料を多く含む『嶽麓秦簡』内の律文では、佐が満たすことが望ましいとされる新たな條件が加わる。

置吏律曰、縣除小佐毋（無）秩者、各除其縣中。皆擇除不更以下到士五（伍）史者爲佐、不足、益除君子子、大夫子、小爵及公卒、士五（伍）子年十八歲以上備員、其新黔首勿強。年過六十者勿以爲佐。人屬弟、人復子欲爲佐吏

置吏律にいわく、縣が小佐で官秩が無い者を任命する際には、それぞれその縣内より任命せよ。みな不更以下士伍に到るまでの史である者を選んで任命して佐となし、不足する場合は、さらに君子子、大夫子、小爵および公卒・士伍の子で十八歳以上の者で定員を満たせ。新黔首に強制してはならない。年齢が六十歳以上の者は佐としてはならない。人の族弟、人復子で佐吏になりたいと欲する者は……。〔嶽麓秦簡』肆 210-211）

ここでは小佐を任命する際には不更以下士伍である者のうち、史である者を優先して任用すべきことが述べられる。この律文には新黔首という語が見え、この語は現在まで『嶽麓秦簡』および『里耶秦簡』に見えるが戰國秦の資料には見えず、この置吏律が統一後の状況を反映しているとみてよいだろう。戰國秦では實務を擔當していた佐が、統一期には文書作成に對する能力も兼ね備えることが望ましいとされるようになっていたと推測される。そして實際に統一秦代の『里耶

秦簡』にある行政文書からは、佐が文書を作成している実例を見ることが出来る。

卅一年五月壬子朔辛巳、將補爰、段倉茲敢言之。上五月作徒薄及取（最）卅牒。敢言之。（正）五月辛巳旦、佐居以來。氣發。居手。（背）

三十一年五月壬子朔辛巳、將補を爰書し、段倉の茲が申し上げます。五月の作徒薄（簿）および最三十牒を上申いたします。以上申し上げます。（正）五月辛巳旦、佐の居が持つてきた。氣が開封した。居手。（背）（里耶秦簡）

8-1559)

文書の末尾にある某手は、この文書が某によって作成されたことを示す。すなわちこの文書は居という人物が作成しているが、一方でこの居は佐として倉から縣廷まで文書を配達している。居は佐であるが文書作成の能力があったことは確かであり、恐らくは史の資格を保持していた佐であったのではないか。すなわち統一秦において文書行政の擔い手という面での佐と史の分離がすでに曖昧になりつつあると思われる。この認識をさらに補強する例として、佐史には含まれないものの縣廷直屬の官吏である令史・令佐においても両者が實際の業務において同様の性格を持つ場合がみられる。

●倉律曰、縣官縣料出入、必平。粟禾美惡相襍、大輸令・丞視、令史・官嗇夫視平、稍粟、令令史視平、不從令、貲一甲。

倉律にいわく、縣官は納入・支出を計測し、必ずつじつまが合うようにせよ。穀物を支給するには、良いものと悪いものが交じり合うようにし、大規模な運搬の場合には令・丞が監督し、令史・官嗇夫が視平せよ。少量を支出する場合には、令史に視平させよ。令に従わない者は、罰金一甲。（『嶽麓秦簡』肆 163-164）

●關市律曰、縣官有賣買毆（也）、必令令史監、不從令者、貲一甲。

關市律にいわく、縣官が（物品を）賣買する場合には、必ず令史に監をさせよ。令に従わない者は、罰金一甲。（『嶽麓秦簡』肆 243）

嶽麓秦簡』肆 243)

視平・監はともに帳簿と實際に支出した物品が一致するかを確認する作業のことであり、その対象が穀物か銭かによって使い分けされた。吉本道雅二〇一七はこの條文に含まれる縣官の語についてあるいは統一を期に使用されるようになったかとする。すなわち統一秦代の縣では令史によってこれらの任務が遂行されると規定されていたのだろう。しかし、實際はこれらの任務を令佐も同様に行ったことが『里耶秦簡』から判明する。

□朔癸巳、倉守適、佐譽、稟人中出粟隸妾□正月、二月十三日食。 □令佐壬視平。 譽手。 (『里耶秦簡』9-1913)

錦繪一丈五尺八寸。 卅五年九月丁亥朔朔日、少内守繞出以爲獻□ 令佐俱監。 □ (『里耶秦簡』8-1751+8-2207)

先に挙げた『里耶秦簡』10-15では、一人の官吏が官佐から令佐に昇進しており、その名稱からも令佐は實務を擔當する佐の系統であったと考えられる。しかしながら統一秦における令史と令佐の職掌には相重なる所が見られ、佐と史の性格が混然となりつつあることを示している。さらに漢代の例であるが『張家山漢簡』には、試験によって「掄(隸)」され、資格を得て任用されるはずの史を佐から任命できた。

□□、大史官之、郡守官之。ト、大卜官之。史・人(ト)不足、乃除佐。

……太史がこれを官に就け、郡においては郡守がこれを官に就ける。史・トが不足している場合には、佐のうちから任命せよ。(『張家山漢簡』二年律令史律481)

大史・大卜謹以吏員調官吏・ト。縣道官受除事、勿環。吏備(德)能、佐勞少者、毋敢擅(擅)史・ト。史・ト受調書大史・大卜而述・留及擅(擅)不視事盈三月、斥勿以爲史・ト。史壹弗除事者、與同罪。其非吏也、奪爵一級。史・人(ト)屬郡者、亦以從事。

太史・太卜は厳正に吏の定員に基づいて官府の吏・トを選考せよ。縣道官は(太史・太卜の選考を)受理して任務に就け、差し戻してはならない。吏の職務怠慢である者、佐の勤務日数の少ない者は、勝手に史・トとしてはならない。史・トが太史・太卜から調書を受け取ったが呼び出しに應じなかったり、文書を放置したり、勝手に仕事に就かない

ことが三箇月以上であれば、斥けて史・卜にはならぬ。吏である者が一度でも任務に就かなければ、これと同罪。吏でない者は、爵一級を奪う。史・卜の郡に所屬する者も、同様に行う。(『張家山漢簡』二年律令史律²⁶188)

これらの状況から、戰國秦における佐と史の系統の分離は、統一秦代に至って徐々に消滅しつつあり、史の業務を實際には佐が行っている場合が発生していた。また史の世襲的かつ試験による任用についても、『張家山漢簡』史律にあるような規定はすでに形骸化しつつあったのではないか。後漢に成立した『說文解字』敍では、史となるための試験規定を述べた尉律を引いたのち、その試験が實際には行われなかったことが述べられる。⁽²⁶⁾統一秦代において佐史とは佐と史の併稱であること自體は戰國秦と變わらず、また官府においても佐と史が並んで配屬されることは第一章で『里耶秦簡』の記述をもとに明らかにした。しかし實際には佐と史の系統は秦統一期にはすでに融合しつつあり、漢代以降に佐と史が混然となつて佐史を形成する豫兆が見取れる。

第二節 冗と更の變化

續いて戰國秦にみられる「冗」と「更」を含めた佐史内部の待遇の違いが、統一秦代にどう變化していたかを考察したい。附表二は、『里耶秦簡』に見える遷陵縣に勤務して出身地が判明する官吏および官職を一覧にしたものである。この表からは現在までに出身地の判明する遷陵縣の官吏が、全て遷陵縣以外の出身であることがわかる。このうち某佐として見えるのは十四例だが、うち少なくとも十例、七割超が冗佐である。ここからは「冗」である佐が遷陵縣では一般的である一方、あえて「冗」を明記することから「冗」以外の「更」である官吏も存在していたと推測される。そして實際に「更」であると思われる官吏の勤務例が『里耶秦簡』内に存在する。ただしその勤務形態は、これまで廣瀨氏および宮宅氏が推測してきたものとはやや異なる。

守丞枯五十五日― 守丞平五十七日― 守丞固二百卅二日― 令佐獲卅四日― 令佐賀一百卅日― 令佐章百八十日

附表二 遷陵縣における官吏の出身地と官職

簡牘	官職	爵	出身縣	里	名	簡牘	官職	爵	出身縣	里	名
9-588	尉賢?	士五	彭陽	西	益	8-1089	冗佐	上造	武陵	當利	敬
8-1364	尉史	士五	邠	小莫	(鄒)般	8-1306	冗佐	上造	旬陽	平陽	操
9-1887	庫	上造	旬陽		武	8-1450	冗佐	上造	陽陵	西就	駟
9-1887	庫佐?	士五	澗工			8-1555	冗佐	上造	臨漢	都	王援
8-988	獄佐	士五	胸忍	成都	謝	9-590	冗佐	上造	臨□		
8-71	□佐	士五	梓潼	長親	欣	9-1396	冗佐	上造	旬陽	辨陽	
8-1275	史冗	公士	旬陽	隄陵	竭	9-1557	冗佐	上造	夏陽	南垣中	都
8-896	守丞	上造	競陵	陽處	阨	9-2230	冗佐	上造	旬陽	乘田	赳
8-232	丞	大夫	雒陽	城中	遷	8-269	令史	資中?	陽	釗	
8-754+8-1007	丞	上造	平□		昌	8-2014	貳春鄉守	資中		華	福
9-2318	丞	上造	成固	畜園	歐	8-1445	啟陵鄉守	梓潼		武昌	夫
8-63	冗佐		旬陽?	佐州?	煩	8-1466		泥陽			詘
8-879	冗佐	上造	芒安			12-2301	均佐	公卒	臨邛	奇	呂吾

— 守加卅四日— 守頌三百一十日— 佐集卅四日— 佐蘇三百一十日— (「里耶秦簡」9-728)

楊智宇二〇一六はこの簡牘は秦二世元年(前二〇九年)の勤務記録であると推測する。この簡牘には守丞・令佐・守(守官畜夫の略か)・佐の官職がみえ、それぞれの官吏が勤務した日数を合計すると三五四日となり秦代の平年一年の日数と一致する。そしてこの勤務記録には、異なる官職に勤務した獲・加・集が、いずれも一年に四四日勤務するという特徴がある。この四四日という勤務日数はどこから来たものだろうか。

結論から言えば、この四四日勤務の官吏はいずれも「更」、それも八更で勤務する官吏だったと思われる。一年の日数三五四日を八で割れば四四・二五日となり、一年に四四日勤務する実態と整合する。廣瀨氏および宮宅氏は官吏の踐更任

期がその更數にかかわらず一箇月であったと解釋するが、『里耶秦簡』の例を見る限り、一年をその更數で等分した日數が「更」である官吏の踐更期間だったと考えられる。

そして従来考えられてきた「更」の概念と異なるもう一つの特徴として、八更の官吏が一年のうち四四日を勤務する一方、残りの三一〇日を一人ないし二人の官吏が勤務していることが挙げられる。もし「更」が輪番勤務を指すとすれば、當然その勤務形態は八人の官吏が交代しつづつ回すことになる。ところが實際は八更である官吏は一つの官職に一人しかおらず、残りの勤務日は恐らく「冗」である一人または二人の官吏によつて埋められる。すなわち當初は輪番勤務が原則であった「更」による官吏の勤務形態が、統一秦代の遷陵縣においてはすでに崩壊しつづつあるということではないか。推測するに戰國秦では佐史において「冗」と「更」の勤務形態を持つ吏が分かれて存在したのだろう。しかし新占領地である遷陵縣には輪番勤務で回せるだけの「更」である官吏がおらず、「冗」である官吏と組み合わせた運用がされたと思われる。

そして遷陵縣において冗佐が支配的であった理由としては、遷陵縣の官吏に他縣出身が多かったこと、および遷陵縣における吏の不足が挙げられるのではないだろうか。以下の『嶽麓秦簡』からは、吏および冗佐史の歸休に関する規定が見える。

●令曰、吏歲歸休卅日、險道日行八十里、易道百里。諸吏毋乘車者、日行八十里、之官行五十里。吏告當行及擇（釋）歸居家、皆不用此令。 ·卒令丙五十一

令にいわく、吏は年ごとに四十日歸休し、険しい道は日ごと八十里、通りやすい道は日ごと百里として（里歸りに要する期間を）計算せよ。およびその乗車を持たない者は、日ごと八十里、部署への歸還は日ごと五十里とせよ。吏の出張時に合わせて歸休することを報告した者、および退任して歸り、家に滞在する者には、みなこの令を用いない。 ·卒令丙五十一。（『嶽麓秦簡』伍 134-135）

吏の歸休に際しては、家にあつて休息する期間のほか、官府と居住地の間を歩き來する時間も含めて與えられた。ところが遷陵縣における吏の大部分は縣外出身者で占められており、官府と居住地を歩き來するのにもかなりの期間がかかったらう。一方で冗佐史については、歸休について吏とは異なる規定がある。

●律曰、冗募羣戍卒及居貲贖責（債）戍者及冗佐史、均人史、皆二歲壹歸取衣用、居家卅日、其□□□以歸寧、居室卅日、外往來、初行日八十里、之署日行七十里。當歸取衣用、貧母（無）以歸者、貸日、令庸以逋。

□律にいわく、冗募羣戍卒および居貲贖責（債）で戍卒となった者、および冗佐史、均人史は、みな二年に一度衣服の費用を取りに歸宅し、家に居ること三十日、その……父母の喪に服するために……、家に居ること三十日で、そのほかに往來の期日は、最初の往路は日ごと八十里、部署に赴く歸路は日ごと七十里として計算する。衣服の費用を取りに歸る場合に、貧しいために歸休出來ない者は日割りで費用を貸與し、雇用労働で償還させる。〔獄籠秦簡〕肆 279)

ここからは冗佐史が二年に一度歸休したことが見える。遷陵縣では冗佐史を増やすことで官吏が歸休する頻度を下げ、他縣出身の官吏が多い弊害である官吏の不足を緩和したのではないか。他縣でもこうした「冗」の増加があったとすれば、結果として「更」として勤務する佐史が減少し、彼らのみで輪番を組めない事例が多数発生したことで次第に佐史における「更」の制度が一般的でなくなり、前漢初期には『張家山漢簡』に見える高齢の佐・史に對する勤務緩和規定としてのみ残存することになったと推測できよう。また『里耶秦簡』には勤務する官吏の不足を中央に訴える文書があり、實際に遷陵縣において吏の不足は常態化していたと考えられる。

卅四年正月丁卯朔辛未、遷陵守丞配敢言之。遷陵黔首□ 佐均史佐日有泰抵已備歸、居吏被繇（徭）使及□ 前後書、至今未得其代、居吏少、不足以給事□ 吏。謁報、署主吏發。敢言之。□ 二月丙申朔庚戌、遷陵守丞配敢言之。寫

上 □ 且、令佐信行。□（正） 報別臧。□ 正月辛未且、居貲積壽陵左行。□（背）

三十四年正月丁卯朔辛未、遷陵守丞の配が申し上げます。遷陵の黔首……佐、均史佐の勤務期間はおおよそ満期となり、所在の吏も出張しており、……前後の文書で……今に至るまで代理の吏が得られず、所在の吏は少なく、業務に不足が……吏。返答を求め、主吏發と記してください。以上申し上げます。二月丙申朔庚戌、遷陵守丞の配が申し上げます。寫して上……。且、令佐信が持つて行った。(正)返答は別に所藏する。正月辛未旦、居質の積壽陵佐が持つて行った。(背)〔里耶秦簡〕8-197)

このような新占領地における吏の不足を緩和するため、統一秦代においては秦本國から強制的に吏を送り込む制度があった。こうした吏は新地吏と呼ばれ、苑苑二〇一九によれば新地吏として送り込まれる吏として①律を犯して罰を受けた吏②病氣になって一度免官となったが、病氣が完治した吏③何らかの査定が最下位であった場合の責任者などの例がある。このうち佐と史における新地吏の例として次の資料がある。

中縣史學童今歲會試者凡八(?)百卅一人、其不入史者百一十一人、臣聞其不入者、秦抵惡爲吏、而與其(1805)典試史爲詐、不肯入史、以避爲吏。爲詐如此而毋罰、不便。臣請令秦史遣以爲遼東縣官佐四歲、日備免之(1810)爲詐便、臣昧死請。制曰可。廿九年四月甲戌到胡陽。史學童詐不入試令。出廷丙廿七

中縣の史學童で今年試験を受けた者は合計八百四十一人、そのうち史となれなかった者が百十一人ですが、私はその者の多くが吏となることを嫌がり、試験を司る史と共に謀して不正を働き、史となることを避けたと聞き及んでおります。不正を働くことこのようであっても、これに對する罰則が無く、都合がよろしくありません。どうか私にこれらの史を遼東郡の縣に官佐として四年間派遣させ、満期となれば解任させ、不正防止に都合のよいようにさせていただきたい。私が死を覺悟してお願いいたします。制曰可。二十九年四月甲戌、(令が)胡陽に到った。史學童詐不入試令。出廷丙二十七。(嶽麓秦簡)⁽²⁷⁾

ここでは中縣すなわち秦本國での試験で不合格だった者を、北東の邊境である遼東郡に送り込むことが述べられる。史

學童が吏となることを忌避し、不正に試験に不合格となったことが理由とされるが、むしろここでは百人を超える人員を遼東郡が受け入れていることが重要であり、先に占領地における吏の不足があり、対策として口實を作って吏の充足を圖つたと捉えるべきではないか。またここでは本来史になるべく學んでいたはずの史學童が邊境に官佐として派遣されており、ここからも統一秦において佐と史が混然となりつつあったことがわかる。

おわりに

以上、佐史という概念が秦代から漢代にかけてどのように變質してきたのかを概観してきた。最後に本稿で明らかにしたことをもう一度まとめておきたい。

議論の前提として、前漢後期以降の佐史は主に二つの意味を持っていたことを確認した。すなわち佐史とは末端の官吏の汎稱であり、また漢代の佐と史はその性格が相當程度類似していた。そして佐史は官吏の中で最も低い官秩の名稱でもあり、佐史の官秩が設定される官職には某佐・某史の他に佐でも史でもない官職も存在していた。

第一章では、秦代の佐史について検討した。秦代の佐史が、佐と史が並列して業務を遂行する官・郷・獄における佐と史の併稱として使用されることを明らかにした。次に第二章では秦代佐史を構成する佐と史の性格を検討し、佐と史はその任用形態および役割において相異なつた存在であり、佐は一般に民が任用される實務系統の官吏であつた一方、史は試験によって任用され、主に文書作成を擔う官吏であつたとした。また秦代の佐史にはその勤務形態に「冗」と「更」が存在しており、佐史の中でも待遇に違いがあつたことを確認した。そして第二章でみた秦代の佐史は、前漢以降の佐史とは明確にその性格が異なることから、第三章では統一秦に佐史の變質の劃期を求めた。統一秦代には佐としての望ましい條件に史であることが加えられるほか、同じく統一秦代の縣である遷陵縣において、制度上は各官府において佐と史の並列がみられるものの、本来は史の系統が行っていた業務を、佐の系統にある官吏も同様に行うことがあつたことを明らかに

した。また佐史内部での待遇の違いについても、「冗」として勤務する官吏が統一秦代には主流となっており、「更」である官吏のみによって輪番を組むことが出来なくなっていたと推測した。こうした佐史の變質の一因には、統一期の特に新占領地における吏の不足があったと思われる。

本稿において明らかにしたことは以上となる。佐史という秦漢地方行政制度の中でこれまでほとんど顧みられてこなかった切り口に焦點を當て、戰國秦から漢代初期にかけて官僚制の性格が變遷してゆくその一端をうかがうことが出来た。今後は本稿における佐史の諸相と秦漢地方行政制度の漢代以降の展開とを相互に關聯附け、古代中國における官僚制の形成についてより大きな構圖を描きだすことが求められるだろう。もって今後の課題としたい。

註

- (1) 『秦封宗邑瓦書』に「大田佐敖童曰未、史曰初。卜蟄、史羈手、司御心、志是靈(埋)封。」とあり、田佐・史の存在が確認できる。袁仲一・劉鈺編二〇〇九參照。
- (2) 『史記』酷吏列傳に「趙禹者、犢人。以佐史補中都官、用廉爲令史、事太尉亞夫。」とあり、また「減宣者、楊人也。以佐史無害給事河東守府。」とある。なお『漢書』酷吏傳にも同様の記述がある。
- (3) 『漢書』薛宣・朱博列傳「薛宣・朱博皆起佐史、歷位以登宰相。」
- (4) 『漢書』薛宣・朱博列傳に「薛宣字贛君、東海鄆人也。少爲廷尉書佐、都船獄史。」とあり、また「朱博字子元、杜陵人也。家貧、少時給事縣爲亭長、好客少年、捕搏敢
- (5) 『史記』建元以來侯者年表「王訢、家在齊。本小吏佐史、行。」とある。
- (6) 『漢書』杜周傳「王氏世權日久、朝無骨鯁之臣、宗室諸侯微弱、與繫囚無異、自佐史以上至於大吏皆權臣之黨。」
- (7) 『漢書』百官公卿表「吏員自佐史至丞相、十二萬二百八十五人。」
- (8) 『漢書』百官公卿表「縣令・長、皆秦官、掌治其縣。萬戶以上爲令、秩千石至六百石。減萬戶爲長、秩五百石至三百石。皆有丞・尉、秩四百石至二百石、是爲長吏。百石以下有斗食・佐史之秩、是爲少吏。」
- (9) 『後漢書』百官志「大將軍・三公奉、月三百五十斛。中

- 二千石奉、月百八十斛。二千石奉、月百二十斛。比二千石奉、月百斛。千石奉、月八十斛。六百石奉、月七十斛。比六百石奉、月五十斛。四百石奉、月四十五斛。比四百石奉、月四十斛。三百石奉、月四十斛。比三百石奉、月三十七斛。二百石奉、月三十斛。比二百石奉、月二十七斛。一百石奉、月十六斛。斗食奉、月十一斛。佐史奉、月八斛。凡諸受奉、皆半錢半穀。」
- (10) 遷陵縣内の文書の動向については高村武幸二〇一四に詳しい。
- (11) この簡の釋讀については、青木俊介二〇一七を参考に適宜簡略化した。
- (12) 秦代縣の曹と漢代列曹の關聯については土口史記二〇一六を参照。
- (13) 瘡舎は『里耶秦簡』中に四例見えるが、いずれも始皇二十六年(前二二一年)の記事であり、楊先雲二〇一八は官としての瘡舎がその後廢止されたと推測する。
- (14) 『睡虎地秦簡』の簡番號は『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)に示された通簡番號に據った。
- (15) 『里耶秦簡』8-114+8-150などにみえる。
- (16) この律については、『睡虎地秦簡』效律287-289にも重複する律が存在する。
- (17) 故徵とは、統一以前に秦と東方諸國との國境地帯として設定された地域、またその地域に含まれた縣のこと。
- (18) 秦律においてどのような基準で「壯」を認定していたのかは不明。『禮記』曲禮篇上に「三十曰壯、有室。」とあり、
- (19) 『睡虎地秦簡』置吏律288に「官嗇夫節(節)不存、令君子母害者若令史守官、毋令官佐史守。置吏律」とあり、官佐史が守官嗇夫となることが禁じられる。
- (20) 『禮記』王制篇「凡執技以事上者、祝・史・射・御・醫・卜及百工。凡執技以事上者、不貳事、不移官、出郷不與士齒。仕於家者、出郷不與士齒。」
- (21) 『史記』六國年表秦孝公十三年條「初爲縣有秩史。」
- (22) 『說文解字』敍所引尉律に「學僮十七已以上始試。諷籀書九千字、乃得爲史。又以八體試之。郡移太史并課。取者、以爲尙書史。書或不正、輒舉劾之。」とあり、『漢書』藝文志に「漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲史。又以六體試之、課最者以爲尙書御史書令史。吏民上書、字或不正、輒舉劾。」とある。
- (23) 張春龍二〇一〇が釋文を掲載するが、圖版は未公開である。
- (24) 『史記』蕭相國世家「蕭相國何者、沛豐人也。以文無害爲沛主吏掾。(中略)秦御史監郡者與從事、常辨之。何乃給泗水卒史事、第一。秦御史欲入言徵何、何固請、得毋行。」
- (25) 廣瀨薫雄二〇一〇、三一四〜三一五頁。
- (26) 『說文解字』敍「今雖有尉律、不課、小學不修、莫達其說久矣。」
- (27) 于振波二〇一五が釋文を掲載するが、圖版は未公開である。

参考文献

和文

- 青木俊介 二〇一七 「嶽麓秦簡「興律」の開封者通知に関する規定」〔中國古代簡牘の横斷領域的研究〕内史料ノート：http://www.aatufs.ac.jp/users/Ejina/note/note23(Aoki).pdf
- 大庭脩 一九五五 「漢の嗇夫」〔東洋史研究〕一四卷一・二號、六一～八〇頁）
- 大庭脩 一九八二 『秦漢法制史の研究』（創文社）
- 紙屋正和 二〇〇九 『漢時代における郡縣制の展開』（朋友書店）
- 工藤元男編 二〇一八 『睡虎地秦簡譯注——秦律十八種・效律・秦律雜抄——』（汲古書院）
- 重近敬樹 一九七八 「前漢の國家と地方政治——宣帝期を中心として（中國古代史の諸問題）」〔駿臺史學〕四四號、七六～一〇五頁）
- 孫聞博 二〇一七 「商鞅縣制の推進と秦における縣・鄉關係の確立——出土資料と傳世文獻による再検討——」（簡牘が描く中國古代の政治と社會）汲古書院、五一～七四頁）
- 高村武幸 二〇〇八 『漢代の地方官吏と地域社會』（汲古書院）
- 高村武幸 二〇一四 「里耶秦簡第八層出土簡牘の基礎的研究」（『三重大史學』一四冊、二九～八五頁）
- 土口史記 二〇一五 「秦代の令史と曹」（『東方學報』九〇冊、一～四七頁）
- 富谷至 二〇一〇 『文書行政の漢帝國』（名古屋大學出版會）
- 仲山茂 一九九八 「漢代の掾史」（『史林』八一卷四號、五一三～五四六頁）
- 仲山茂 二〇〇一 「秦漢時代の『官』と『曹』——縣の部局組織——」（『東洋學報』八二冊四號、四九一～五二二頁）
- 西川利文 一九九七 「漢代における郡縣の構造について——尹灣漢墓簡牘を手がかりとして——」（佛敎大學『文學部論集』第八一冊、一～一七頁）
- 濱口重國 一九六六 『秦漢隋唐史の研究』（東京大學出版會）
- 廣瀬薫雄 二〇一〇 『秦漢律令研究』（汲古書院）
- 松崎つね子 二〇〇〇 『睡虎地秦簡』（明德出版社）
- 宮宅潔 二〇一二 「漢代官僚組織の最下層：『官』と『民』のはざま」（『東方學報』第八七冊、一～五一頁）

吉本道雅 二〇一七 「睡虎地秦簡年代考 日本における中國古代史研究の現状に寄せて」(『中國古代史論叢』第九集)

中文

陳偉 二〇一四 「里耶秦簡所見的『田』與『田官』」(簡帛網——武漢大學簡帛研究中心, http://bsm.org.cn/show_article.php?id=1984)

劉鵬 二〇一九 「也談簡牘所見的『田』與『田官』——兼論遷陵縣『十官』的構成」(『簡帛』第一八輯, 五七—七四頁)

裘錫圭 一九九二 「齊夫初探」(『古代文史研究新探』江蘇古籍出版社, 四三三—五二二頁)

水間大輔 二〇一六 「里耶秦簡《遷陵吏志》初探——通過與尹灣漢簡《東海郡吏員簿》的比較」(『簡帛』二〇一六年一期, 一七九—一九六頁)

單印飛 二〇一八 「秦代縣級屬吏的遷轉路徑——以里耶秦簡爲中心」(『魯東大學學報(哲學社會科學版)』二〇一八年二期, 九—一五頁)

嚴耕望 一九六一 『中國地方行政制度史』甲部(中央研究院歷史語言研究所)

楊先雲 二〇一八 「秦簡所見『廝』及『廝舍』初探」(簡帛網——武漢大學簡帛研究中心, http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3102)

楊智宇 二〇一六 「里耶秦簡牘所見『遷陵守丞』補正」(『簡帛』第一三輯, 一一九—一三〇頁)

于振波 二〇一五 「『負志』之罪與秦之立法精神」(『湖南大學學報』第二九卷第三期, 2—24頁)

袁仲一・劉鈺編著 二〇〇九 『秦陶文新編』(文物出版社)

苑苑 二〇一九 「秦簡『新地吏』再探——兼論『新地』統治政策」(『學術探索』二〇一九年五期, 一二五—一二九頁)

張春龍 二〇一〇 「里耶秦簡中遷陵縣學官和相關記錄」(『出土文獻』第一輯, 二二二—二三四頁)

【附記】本稿脱稿後, Tsang Wing Ma, "Scribes, Assistants, and the Materiality of Administrative Documents in Qin-Early Han China: Excavated Evidence from Liye, Shuhudi, and Zhangjiashan", *T'oung Pao*, Vol. 103: 4-5, 2017. の存在を知った。本稿の記述と出入りするところもあり、参照し得なかつた不明をお詫びする次第である。

EVOLUTION OF THE *ZUOSHI* 佐史 FROM THE QIN DYNASTY TO THE HAN DYNASTY

NISHI Masaki

In the Qin and Han dynasties, the *Zuoshi* 佐史 sustained the development of the local and central bureaucracies and document administration at the lowest level of the government. Appearing for the first time in the middle of the Warring States period, the *Zuoshi* continued to exist until the Latter Han dynasty, despite major changes in the organization of county and prefectural offices. This paper traces the evolution of the *Zuoshi* from the Qin dynasty to the Han dynasty, examines how the *Zuoshi* was formed from the late Western Han dynasty onward, and presents a new perspective on the gradual fusion of the two separate systems of *Zuo* 佐 and *Shi* 史 within administrative organizations from the Unified Qin dynasty to the Han dynasty.

From the Latter Han dynasty onward, the term *Zuoshi* had two main meanings: first, it was the general term for the lowest-ranking officials, and second, it also referred to the lowest official salary. While the characteristics of the two posts of *Zuo* and the *Shi* had become quite similar in the Han dynasty, prior to the Han during the Qin dynasty, the *Zuo* and the *Shi* performed their duties in parallel, and the term *Zuoshi* became a collective term used to refer to both the *Zuo* and the *Shi* in a bureaucratic office, a township, or penal institution in the prefectures. The *Zuo* and the *Shi* differed in the manner of their appointments and roles. While the post of *Zuo* was generally selected by the local populace and engaged in practical operations, the *Shi* was appointed by examination and was mainly responsible for documentation. Also, in the Qin state during the Warring State period, the *Zuoshi* can be further categorized into two types of officials, those who worked continuously and those who worked on a rotating basis. This paper thus confirms that there were differences in the treatment among the lowest-status officials including the *Zuoshi*.

This paper has also examined the case of Qianling 遷陵 Prefecture during the Unified Qin dynasty, and has shown that, although there was a parallelism between the *Zuo* and the *Shi* in each office in the prefecture, the duties originally performed by those within the purview of the *Shi* could also be performed by officials within system of the *Zuo*. As for the difference in treatment within the *Zuoshi*, officials who worked continuously became the mainstream during the Unified Qin dynasty,

while the rotating system gradually died out. It can be inferred that the shortage of officials, especially in the newly occupied areas during the period of unification, was one of the factors that contributed to this change in the *Zuoshi*. Based on the above arguments, this paper has presented new insights into the external factors that led to the bureaucratic transformation from the Qin dynasty of Warring States period to the early Han dynasty.

UTILIZATION AND CULTIVATION OF AQUATIC PLANTS IN THE LOWER YANGTZE RIVER REGION IN CHINA

OKAWA Yuko

This paper focuses on aquatic plants in the Lower Yangtze River region and analyzes the changes in their utilization and cultivation based on books of agronomy, materia medica, and local gazetteers in an effort to investigate new aspects of developmental history of the Lower Yangtze River region.

Analysis of plant remains from the Neolithic Tianluoshan 田螺山 site in Yuyao, Zhejiang province indicates that aquatic plants, such as water chestnuts (菱) and gordon euryale (芡), were important components of the diets of waterside residents from the Neolithic Age onward. It can be surmised from the *Huozhi Liezhuan* 貨殖列傳 of the *Shiji* 史記 that food strategies were chosen based on various aquatic resources in addition to rice in south China in the Former Han era. The 6th century agronomy book, *Qimin yaoshu* 齊民要術, recorded five types of aquatic plants as byproducts from fish ponds, and later books on agronomy state that they came to be cultivated independently and that the variety of these plants also increased.

Full-fledged cultivation of aquatic plants in the Lower Yangtze River region occurred after the Tang era. During the Song and Yuan eras, the varieties of water chestnuts and gordon euryale increased, and water bamboo (茭白) became popular as a food source, while the lotus was also cultivated for its blossoms. It is therefore clear that aquatic plants became commercial crops, which resulted in the large-scale cultivation of aquatic vegetables bringing with it new problems due to decreases in lake surface area and lack of water supply. In the Ming era, the development of commercial farming was accompanied by intensive farming, which required increased labor and expenditures for such activities as transplanting, applying fertilizer, and weeding. The cultivation of Chinese arrowhead (慈姑), Chinese water chestnut (荸薺), and water taro (水芋) also appeared at this time.